

平成 27 年 8 月 21 日

各位

相双五城信用組合
理事長 庄子 勇雄

平成 27 年 3 月期における経営強化計画の履行状況について

当信用組合は、「金融機能強化のための特別措置に関する法律」に基づき、平成 27 年 3 月期の経営強化計画の履行状況を取りまとめましたのでお知らせいたします。

今後も、同計画を着実に履行し、東日本大震災からの復興及び中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化に積極的に貢献してまいります。

記

1. 実施体制の整備

(1) 相談所の設置等

原発事故に伴い避難されているお取引先への対応のため、会津若松市、二本松市に相談所を設置し、復旧・復興に係る相談業務及び預金業務の取扱いを継続実施しておりますほか、お客様の強い要望により、いわき相談所を支店に格上げし、いわき地区に避難されている浪江支店、大熊支店、富岡支店のお客様にも対応させて頂いております。

(2) 休日融資相談会の実施

営業時間外に来店されるお客様のため夜間融資相談会を開催し、融資のご相談にお応えしておりましたが、休日の融資相談機会を求められるお客様の声にお応えするため、平成 24 年 6 月より夜間融資相談会に代え、月 2 回午前 9 時から午後 5 時までの休日融資相談会を開催し、平成 27 年 5 月現在 462 件のご相談を受け 121 件に対しご融資をしております。

(3) 戦略的営業活動の展開

津波による被災地では、防災集団移転促進事業による被災土地の買上、また、移転候補地が決まるなど徐々に復興が進んでいる状況であり、住宅ローンのニーズも発生していることから、個人の方への個別訪問活動を実施しているほか、事業者の方へは、毎週水曜日に事業所開拓専門日として重点的に訪問するなど、地域に密着した営業活動を推進しております。

また、地域別の震災復興状況に合わせ、平成 27 年 4 月より、休日融資相談会を本店、原町支店、岩沼支店の 3 店舗に集約のうえ開催することとし、被災者支援や地域に密着した営業基盤構築のため事業所や個人宅（平成 27 年 4 月、5 月は岩沼市）を訪問する人員の増加（休日融資相談会対応者以外の職員）を図り活動を強化しております。

(4) 債権管理サポートチームの設置

就業や営業の生産活動の中止を余儀なくされております、多くの被災されたお客様に対し、金融円滑化法が終了した現在におきましても、組織横断的な債権管理サポートチームにより、引き続き条件変更を含めた対応に努めております。

2. 具体的な取組み

(1) 被災者への信用供与等の状況（平成 27 年 3 月末現在）

- ・ 被災者向けの新規融資実績 724 先／20,626 百万円
- ・ 貸付条件の変更実績 513 先／11,793 百万円
- ・ 約定弁済の一時停止実績 8 先／ 310 百万円

(2) 震災復興に向けた商品の提供・開発

福島県の公的支援制度融資である「ふくしま復興特別資金」などの取扱いのほか、プロパー商品として「そうごしんくみ復興特別資金」などを開発し、平成 27 年 5 月末までに、130 件、3,454 百万円の融資を実行しております。

また、被災者の生活支援に向けましては、自宅や車等に損害を受けたお客様への無担保無保証の融資商品「東日本大震災復旧ローン」などを引続き販売・推進しております。

(3) 事業再生・事業承継へ向けての支援

- ・ 顧問契約を結んでいる中小企業診断士に加え、税理士、弁護士等の各種専門家との協働や福島県産業復興相談センターの各種専門家派遣、中小企業再生支援協議会との連携のほか、中小企業基盤整備機構との連携も図り中小企業者の事業再生に向けた様々な問題の解決、さらには支援するための体制を構築しております。
- ・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部の協力のもと「知的資産経営と事業承継セミナー」を平成 26 年 3 月に開催しております。

(4) 二重ローン問題等への対応

地域復興に向け設けられました各種機関と連携し活用を推進しているとともに、私的整理ガイドライン等に基づく対応などにつきましても、弁護士や税理士とも連携しながら、お客様の意向等を考慮のうえ積極的に利用を勧奨するなど対応を図っております。

- 「福島産業復興機構」… 5 先について支援決定（うち 4 件買取、1 件組合で独自支援）
- 「東日本大震災事業者再生支援機構」… 2 先について買取完了、1 先について当信用組合での支援決定
- 「私的整理ガイドライン」… 2 先については弁済計画書に同意済・弁済継続

(5) 被災者への主な支援事例

【事例 1】 東日本大震災に伴う津波により店舗と居宅を流出し、居宅は再建したものの仮店舗により営業しているお客様に対し、福島県産業復興センター、中小企業診断士及び当信用組合が協力し、訪問等により、具体的支援策の協議、経営改善計画書作成の為の支援、更に、販路開拓・販路支援等についても専門家派遣の協議をしております。

【事例 2】 原発事故による帰宅困難地域の為に事業再生が出来ずにおりました企業に対し、事業再生・再開に向けたグループ補助金利用のために、認定支援機関として「中小企業組合等共同施設等災害復旧事業に係る新分野需要開拓等支援事業の確認書」と当信用組合の認定通知書を交付してグループ補助金利用による事業再生に向け支援を実施しております。

※実施状況の詳細については、別紙「特定震災特例経営強化計画の履行状況報告書」（平成 27 年 6 月）をご覧ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

総合企画部 TEL : 0244 (36) 5561

以 上